

大阪駅前ダイヤモンド地下街 「デイズスクエア」 使用規則

(目的)

第1条 この規則は、大阪駅前ダイヤモンド地下街（以下「地下街」という。）の「デイズスクエア」（以下「スクエア」という。）に関する平成13年4月1日以後の使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の申込み)

第2条 スクエアを使用しようとする者（以下「申込者」という。）は、所定の使用申込書を大阪市街地開発株式会社（以下「会社」という。）に提出しなければならない。

(使用の承認)

第3条 会社は、前条の規定による申込みを受けたときは、第4条に定める使用基準に基づいて、必要な事項を審査し、その使用の承認の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により、スクエアの使用を承認したときは、申込者に対し、所定の使用承認書を交付するものとする。

(使用基準)

第4条 スクエアは、来街者に対し、主として公共、公益的な情報及び新製品の展示、販売促進やサンプリング、観光案内や広報などの情報を発信するためのスペースとして使用するものとし、次の各号の1に該当する使用申込みについては、これを承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (2) 来街者に対し、不快の念を与えるもの
- (3) 物品の販売、金銭授受を伴う契約行為、但し、内容により許可する場合がある。
- (4) 地下街の管理運営に支障のあるもの
- (5) その他会社が不相当と認めるもの

2 飲食物の提供に関しては、別途必要事項を審査する。

(使用時間)

第5条 スクエアの使用は1日単位とし、使用時間は7：00～23：00（準備、後片付け等の時間を含む。）とする。ただし、会社の承認を得た場合は、この限りでない。

2 使用料金は、1日につき300,000円（税別）とする。

(使用料金の納入)

第6条 スクエアの使用について、承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、スクエア使用料金を指定の納入期限までに、前納しなければならない。ただし、会社が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料金の割引)

第7条 会社は、次の各号の1に該当する使用について、規定使用料金の5割を超えない範囲において、使用料金の割引を行うことができる。

- (1) 国若しくは地方公共団体、又は公共的団体において、公用、公共用又は、公

益事業の用に供するもの。

(2) その他、会社が特に必要と認めるもの

(承認の取消等)

第8条 会社は、次の各号の1に該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を中止することができる。

- (1) 会社の管理運営上、やむを得ないとき
- (2) 天災事変その他やむを得ない事由が発生したとき
- (3) 指定した期日までに使用料金を納入しないとき
- (4) 承認した使用目的若しくは内容に反するとき
- (5) 使用者の不手際により混乱若しくは事故が発生したとき、又はその恐れが生じたとき
- (6) 会社の承認なく、第三者に使用权の一部又は全部を譲渡若しくは転貸したとき
- (7) 使用者の都合により、使用取り消しの申し出があったとき

(使用料金の返還)

第9条 既納の使用料金は、次の各号に掲げる場合を除き、返還しない。

- (1) 前条第1号及び第2号の規定により使用の承認を取り消したとき、又は使用を中止したとき 全額返還
- (2) 前条第7号の規定により使用日の1ヶ月前までに使用取り消しの申し出があったとき 5割返還

(注意義務等)

第10条 使用者は、使用目的に従って、事故が生じないように十分な注意をもってスクエアを使用しなければならない。

- 2 スクエア使用に伴う事故等の損害賠償責任は使用者が負うものとする。
- 3 スクエア内外の地下街施設、設備を毀損、汚損させた場合は、使用者の負担において原状に回復しなければならない。

(イベントの設営及び撤去)

第11条 イベントの設営及び撤去は、使用者の責任において行うものとする。

- 2 設営及び搬入の時間は、原則として、当日の7:00~10:00とする。又撤去の時間は当日の23:00までとする。

(その他)

第12条 本規則に定めのない事項については、使用者は会社の指示に従うものとする。

附 則

この規則は、平成13年3月1日から施行する。

この改正後の規則は、平成16年4月1日から施行する。

この改正後の規則は、平成18年10月1日から施行する。

この改正後の規則は、平成25年1月1日から施行する。

大阪駅前ダイヤモンド地下街「デイズスクエア」使用要綱

大阪市街地開発株式会社

1. 使用申込方法

(申込の受付)

申込者は、主催者又は主催者から業務委託を受けた広告代理店とします。

(申込み手続き)

ア 使用の申込は、原則として使用日の6ヶ月前から受付けます。

イ 電話・手紙・口頭での申込みは受付できません。

ウ 所定の「使用申込書」に使用の目的、内容、その他必要事項を記入の上、企画書を添えて申し込んでください。なお、使用目的、企画内容によってはお断りすることがあります。

(契約と使用料金の納入)

使用の承認は大阪市街地開発株式会社（以下、「当社」という。）が申込書の内容を承認した場合に「使用承認書」をもって通知します。使用の承認を受けた方（以下、「使用者」という。）は、使用料金（1日につき300,000円、税別）を指定の納入期限までに、当社の指定銀行口座へ振り込んでください。納入期限を経過しても使用料金の納入がない場合は、キャンセルされたものと見なします。

2. キャンセル料について

使用申込書提出後、使用者の都合により、使用日の1ヶ月を切った時点で使用取消の申出があった場合、キャンセル料として使用料金の100%をいただきます。

3. 使用目的・内容の変更

「使用承認書」発送後、デイズスクエア（以下、「スクエア」という。）の使用目的又は使用内容に変更が生じた場合、速やかに「使用変更届」を提出して下さい。ただし、変更後の目的、内容によっては使用承認を取消す場合があります。なお、この際に生ずる損害は使用者で負担願います。また、この場合の既納の使用料金は、返還しません。

4. 使用承認の取消

使用前に下記事項に該当する場合は使用承認を取消します。

ア 当社の管理運営上支障がある場合。

イ 当社の承認なく、使用者が第三者に使用权の一部、又は全部を譲渡あるいは転貸した場合。

ウ 関係官庁・機関への届け出を怠り、許認可の手続が済んでいない場合。

エ 暴力団及び反社会的な団体等が使用、共催若しくは協賛していることが判明した場合。

オ スクエア又は付属設備を破損させ、若しくは器物の滅失の生じる恐れのある場合。

5. 使用の中止

使用中に下記の事項に該当する事態が発生した場合、あるいはその恐れが生じた場合には、直ちに使用を中止していただくことがあります。

ア 天災事変その他やむを得ない事由が発生した場合。

イ 当社が承認した使用目的若しくは内容に反する場合。

ウ 使用者の不手際により混乱若しくは事故が発生した場合、又はその恐れが生じた場合。

エ 関係官庁より中止命令が出た場合。

6. 使用料金の返還等

前記4、5によって使用者に発生する損害については、その責任を負いません。また、この場合、当社の管理運営上、やむを得ず承認を取消した場合及び天災事変その他やむを得ない事由により使用を中止した場合を除き、既納の使用料金は返還しません。

7. 使用方法

ア スクエアは、大阪駅前ダイヤモンド地下街内の施設です。来街者に対し、主として公共、公益的な情報及び新製品の展示、販売促進やサンプリング、観光案内や広報などの情報を提供する場として、地下街の管理運営に支障が生じない範囲で使用していただきます。

イ 使用時間 7：00 ～ 23：00

- ・ 使用は1日単位とします。
- ・ 使用時間には準備には準備、後片付け等一切の時間を含みます。
- ・ イベント時間は、10：00～21：00までとします。
- ・ 上記の時間外の使用の場合は事前に届出、承認を得てください。

ウ スクエアの使用範囲

スクエア内の使用範囲は指定された区域とします。

エ 禁止事項

物品の販売、金銭の授受を伴う契約行為（当社が認めた場合を除く）、喫煙は禁止します。また公道内でのチラシ等の配付は固くお断りします。

オ スピーカー等の音量について

大音量は、来街者に不快感を与え、また店舗の営業活動に支障となりますので禁止します。

カ 使用日の1ヶ月前までに、設営・使用設備・施工図面・電気関係図・スケジュール等の詳細について、当社に報告してください。

キ 搬入搬出と設備管理

- (1) 搬入搬出は作業届を提出のうえ、当社担当者の指示に従って行ってください。
- (2) 搬入及び設営は、原則としてイベント当日7：00～10：00の間で、又

搬出は当日23:00までに行ってください。

- (3) 搬入搬出に先立ち、当社担当者と搬入物品、搬入搬出口等について打ち合わせを済ませてください。
- (4) 搬入搬出に際しては、建物、施設を汚染、毀損しないよう所要の養生を行ってください。
- (5) 設営、撤去作業を行うに際しては、地下街の管理運営に支障を生ずる騒音・振動・臭気・煙等を発する作業は禁止します。
- (6) 設営・ディスプレイ用の材料は、全て防火防煙処理を施したものを使用してください。スクエア内での火気使用、危険物の持ち込みはお断りします。施設設備等へのテープ貼り、アンカー、釘打ちはできません。
- (7) 展示物品の梱包材等の保管場所はありませんので搬出入の都度、お持ち帰りください。
- (8) 使用後は、原状回復して返還してください。その際に、撤去作業で生じた廃材や機材などの処理及び使用後のスクエアの清掃については、使用者の責任で行ってください。なお、原状回復後は当社担当者の点検を受けて下さい。

8. 免責及び損害賠償

- ア スクエア使用に伴う人身事故及び展示品の盗難、破損事故に関しては、その原因の如何を問わず当社は一切の責任を負いません。
- イ スクエア使用に伴い、スクエア内外の施設、設備等を毀損、汚損、紛失させた場合は、その損害額を負担していただきます。
- ウ 天災事変その他やむを得ない事由により、スクエアの使用が不可能となった場合、既納の使用料金については返還します。ただし、この際の使用側で発生する損害については補償しません。
- エ 使用者は、スクエア使用期間中の損害保険契約を締結してください。
- オ その他本要綱に違反した場合の損害については、使用者に損害請求をします。

9. 官庁への届出

関係官庁、機関への届出等の手続は、使用者側の責任で行い、当社に不測の損害が生じないように処理願います。

10. 事前の届出

イベントに対するマスコミの取材や地下街内での写真、ビデオ撮影等については事前に届け出て承認を受けて下さい。

11. その他の注意事項

- ア 歩行者の通行を妨げないよう人員整理は使用者で責任を持って行ってください。
- イ スクエアの警備、展示物等の保安全管理は使用者で責任をもって行ってください。
- ウ 私物等は使用者にて保管、管理をお願いします。
- エ 責任者は必ずスクエアに常駐してください。

以 上

(お問い合わせ先、申込先)

〒530-0001

大阪市北区梅田1丁目3番—1-800号

大阪市街地開発株式会社 企画部 営業推進室

Tel 06-6147-6106

Fax 06-6345-0061